

第九條 解職を當はる月未滿四十五日以上を解職を當はる日に一日分を加算す(三月未滿は支給せず) 退職を當はる日に一日以上一年以下勤続の積には日給十日分を支給すること(一年以上は十五日分一年を當はる日に一人を加算すること)

第十條 最低賃銀

男十五才以上

八十錢

女

七十錢

男二十才以上

一円八十錢

女

一円二十錢

第十條 年一回の昇給を必ず断行すること(但し十錢以上)

第十條 労働に必要不可能の場合には日給一人を支給すること

(トランプム患者の治療に付しは費用を額を余社則

に於て負担すること)

第十條 該案の場合に相當の分をすること

第十條 年一回の慰労金を支給すること(若し不可能の場合は何れかの方法を以て慰労をすること)

第十條 各部長の意志を尊重すること

第十條 本社が爭議に付し一日を遅く誠意ある解決を求む

大正十五年五月三日

横濱工場職工一同

横本工場長殿